

○大野市スポーツ推進審議会設置条例

昭和59年3月30日  
条例第4号

(設置)

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号。以下「法」という。)第31条の規定に基づき、大野市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第2条 審議会は、法第35条に規定するもののほか、市長の諮問に応じ、スポーツの推進に関する事項について調査審議し、市長に建議することができる。

(委員の定数)

第3条 審議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、9人以内とする。

2 委員は、非常勤とする。

(委員の任命)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(平成9年条例第18号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第9号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の大野市スポーツ振興審議会条例第4条の規定により任命されている大野市スポーツ振興審議会委員は、改正後の大野市スポーツ推進審議会設置条例第4条の規定により委嘱又は任命された大野市スポーツ推進審議会委員とみなす。

(大野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 大野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年条例第10号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(令和3年条例第13号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(大野市スポーツ推進審議会設置条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の大野市スポーツ推進審議会設置条例第4条の規定により委嘱又は任命されている大野市スポーツ推進審議会委員は、改正後の大野市スポーツ推進審議会設置条例第4条の規定により委嘱又は任命された大野市スポーツ推進審議会委員とみなす。

○大野市スポーツ推進審議会規則

令和3年3月25日  
規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、大野市スポーツ推進審議会条例(昭和59年条例第4号。以下「条例」という。)第6条の規定に基づき、大野市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定める。

(任務)

第2条 条例第2条に規定する事項は、次の各号をいう。

- (1) スポーツ施設の整備及び運営に関すること。
- (2) スポーツ設備の整備に関すること。
- (3) スポーツ指導者の養成及び資質の向上に関すること。
- (4) スポーツ事業の実施及び奨励に関すること。
- (5) スポーツ団体の育成に関すること。
- (6) スポーツによる事故の防止に関すること。
- (7) スポーツの技術向上に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長、副会長各1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員のうちから、会長が任命する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、健幸福社部スポーツ推進課において処理する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

## スポーツ基本法（平成23年法律第78号）

（都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等）

第31条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

（審議会等への諮問等）

第35条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあっては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。